令和7年度 山ノ内町保育所運営審議会 議事要旨

〇開催日時:場所:出席者

開催日時 令和7年10月17日(金) 午後1時30分から午後2時50分まで

場 所 山ノ内町文化センター 郷土資料室

出席者 下記のとおり

- 〇協議事項(議事要旨)
 - 1 開会
 - 2 あいさつ竹内教育長
 - 3 自己紹介
 - 4 職務代理者の指名について 会長指名として職務代理者: 竹内由紀山ノ内西小学校長が了承される。
 - 5 会議事項
 - 保育所運営審議会条例第6条により会長が議長となり会議の進行を行う。
 - (1)山ノ内町の保育所運営状況について 資料 P1~4について、事務局から説明

[質疑・意見]

委員:3歳未満児が増加しているが、職員配置はどうなっているか。

事務局:国の配置基準に基づいて配置しており、クラスごとの職員数を説明。未満児担当職員 20 名のうち、正規職員8名、会計年度職員11名、派遣1名。職員配置状況はカツカツな 状況であり人材募集しても集まらないのが課題。

委員:保育士に特別手当等を支給すれば、保育士が来るのではないか。

- 事務局:町の保育士は俸給表に基づいて支給されるため、特別手当というものはない。そのよう な手当を支給する場合は他の職員が納得いくかどうか。
 - (2)こども誰でも通園制度について

資料 P5~10 について、事務局説明

令和8年4月から本格実施となる「こども誰でも通園制度」について説明

12 月議会に条例。1 月に要綱策定。2~3 月末まで広報を行う予定。

[質疑・意見]

委員:「一時預かり」と「こども誰でも通園制度(以下、誰通)」の違いは。

事務局:一時預かりは、「保護者の都合」(仕事や急な都合など)。月2回の無料利用を含む月 12 回の利用制限があり、利用料も異なる。また、親の就労要件など条件に当てはまらなければ利用できない。対象は満1歳から利用可能。

誰通は、「子どものため」(集団生活に慣れるなど)に重点を置いている。対象は0歳6ヵ月 ~満3歳未満で利用可能。

委員:「一時預かり」と「誰通」の重複利用はできるのか。

委員:就労していても「誰通」が利用できるのでは。人的にカバーできるのか。受け皿をしっかり 作ったほうがよい。

※町としての実施の方向性と決め、本審議会を再度開催し、お示しさせていただきたい。

(3) 土曜日の希望登園について

資料 P11 について、事務局から説明 現在の状況、今後の希望登園の在り方について説明

「質疑・意見]

委員:保護者会作業時は、子どもたちを見れないので、希望登園で対応してほしい。 保育園側の対応が毎年、変わるのではなく統一してほしい。

事務局:実態を把握し、統一するべきところは統一しなければならないので、検討していく。 また、保護者会作業でも前月 20 日までに申込をすれば利用できる。申込を過ぎて しまい、緊急で利用したい場合は、かえで保育園での受け入れとなる。

※出席委員全員、賛成により承認

(4) 今後の保育所運営について

事務局:5保育園をどのような方向でいけばよいのか。前向きにより良い環境づくりを考えていきたい。また、民営化などで運営継続を考えている。

「質疑・意見]

委員:どのぐらいの期間で決めたいかあるか。

事務局:小・中学校統合までの4年間で決めていく方向。令和8年度からすがかわ・志賀高原保育園は先行して考えていく。

委員:大規模改修後 20 年間使えるのであれば、その間で決めるのがミニマムではないか。

委員: 1人2人の中で保育園に通わせるのではなく、人数が多い保育園に通わせたい。

委員:人数が少なくなってきているので、統合してしまうのは致し方がない。

委員: 通園バスや通園タクシー等を利用するのもよいのでは。

(5)その他

委員:延長保育の時間は会計年度職員しかいないのか。

事務局:正規職員1名が常駐するようにしている。会計年度職員のみで運営していることはない。

4 閉会

〇出席者名簿(敬称略・順不同)

(委員)

山ノ内町民生児童委員協議会 会長 湯本 和幸 山ノ内町議会社会文教常任委員会 委員長 高田 佳久 ほなみ保育園保護者会 会長 山本 加星 よませ保育園保護者会 会長 畔上 俊樹 すがかわ保育園保護者会 会長 丸山 恵美子 山ノ内町民生児童委員協議会 主任児童委員 佐藤 重子 山ノ内町民生児童委員協議会 主任児童委員 武田 喜代子 山ノ内町民生児童委員協議会 主任児童委員 野口 みどり 山ノ内西ハ学校長(校長会長)竹内 由紀

(事務局)

山ノ内町教育長 竹内 延彦 こども未来課 課長 望月 弘樹 こども未来課保育・幼児教育係 係長 関 浩美 こども未来課保育・幼児教育係 主事 宮入 頼希

以上